

社会福祉法人精華町社会福祉協議会

令和5年度 第1回 理事会議事録

- 1 開催年月日 令和5年6月5日（月）
午前10時00分～午後0時40分
- 2 開催場所 地域福祉センターかしのき苑 1階 会議室ABC
- 3 出席者 理事総数 12名
出席理事数 11名
理事 林 徹（午前10時19分から出席）
檀上幸裕 長谷川悟 石崎照代 中畔秀昭
岡田敦子 田中智美 山本正來 早樫一男
福味加世子 古海りえ子
監事総数 2名
出席監事 2名
監事 島中秀司 浦田善之
- 4 欠席者 岩前良幸
- 5 決議に特別の利害関係を有する理事 議案ごとにより。
○第1号議案 長谷川悟
○第2号議案 山本正來
○第3号議案 岡田敦子
○第4号議案 古海りえ子
- 6 議題
 - (1) 報告事項
第1号報告 評議員の選任について
 - (2) 決議事項
第1号議案 理事における知識経験者の推薦について
第2号議案 理事における知識経験者の推薦について
第3号議案 理事における知識経験者の推薦について
第4号議案 理事における知識経験者の推薦について
第5号議案 理事における知識経験者の推薦について
第6号議案 理事における知識経験者の推薦について
第7号議案 理事における知識経験者の推薦について
第8号議案 任期満了に伴う顧問の選任について
第9号議案 令和4年度事業報告（案）について
第10号議案 令和4年度収支決算（案）について
第11号議案 令和5年度定時評議員会の開催について
第12号議案 令和5年度補正予算（第1号）について

(3) 諸報告

7 議事の経過要領及び議案議決の結果

定刻に至り、定款第30条の規定により議長に福味理事が選任され、議長は定款第31条第1項に定める定足数を満たしていることを確認し、議事に入った。

第1号報告 評議員の選任について

事務局長より、精華町社会福祉協議会定款第7条第1項に基づき、評議員選任・解任委員会において、評議員4名が選任されたことについて別紙のとおり説明があった。

第1号議案 理事における知識経験者の推薦について

長谷川理事に関する議案のため長谷川理事退出。

法人運営室長より、令和5年度定時評議員会終結の日（令和5年6月21日予定）をもって本会理事の任期が満了することに伴い、役員選出規程第1条第1項により、次期理事における知識経験者として、議案資料「理事における知識経験者の被推薦者名簿（案）」に基づき、理事候補者長谷川悟氏の経歴について説明があった。

以上の説明を受け、第1号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

長谷川理事入室。

第2号議案 理事における知識経験者の推薦について

山本理事に関する議案のため山本理事退出。

法人運営室長より、令和5年度定時評議員会終結の日（令和5年6月21日予定）をもって本会理事の任期が満了することに伴い、役員選出規程第1条第1項により、次期理事における知識経験者として、議案資料「理事における知識経験者の被推薦者名簿（案）」に基づき、理事候補者山本正來氏の経歴について説明があった。

以上の説明を受け、第2号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

山本理事入室。

林徹理事が、出席する。（午前10時19分）

第3号議案 理事における知識経験者の推薦について

岡田理事に関する議案のため岡田理事退出。

法人運営室長より、令和5年度定時評議員会終結の日（令和5年6月21

日予定)をもって本会理事の任期が満了することに伴い、役員選出規程第1条第1項により、次期理事における知識経験者として、議案資料「理事における知識経験者の被推薦者名簿(案)」に基づき、理事候補者岡田敦子氏の経歴について説明があった。

以上の説明を受け、第3号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

岡田理事入室。

第4号議案 理事における知識経験者の推薦について

古海理事に関する議案のため古海理事退出。

法人運営室長より、令和5年度定時評議員会終結の日(令和5年6月21日予定)をもって本会理事の任期が満了することに伴い、役員選出規程第1条第1項により、次期理事における知識経験者として、議案資料「理事における知識経験者の被推薦者名簿(案)」に基づき、理事候補者古海りえ子氏の経歴について説明があった。

以上の説明を受け、第4号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

古海理事入室。

第5号議案 理事における知識経験者の推薦について

法人運営室長より、令和5年度定時評議員会終結の日(令和5年6月21日予定)をもって本会理事の任期が満了することに伴い、役員選出規程第1条第1項により、次期理事における知識経験者として、議案資料「理事における知識経験者の被推薦者名簿(案)」に基づき、理事候補者山澤知子氏の経歴について説明があった。

以上の説明を受け、第5号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

田中理事 知識経験者の推薦が3名されているが、どのようなことで推薦されているのか説明をお願いしたい。

事務局長 今回、7名の知識経験者の推薦を行っているが、4名の方は重任、3名の方は交代されるという議案書となっている。現任理事に再任の相談を行ったところ、3名の方から退任するという申し出があったためである。

以上の質疑応答の後、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第6号議案 理事における知識経験者の推薦について

法人運営室長より、令和5年度定時評議員会終結の日（令和5年6月21日予定）をもって本会理事の任期が満了することに伴い、役員選出規程第1条第1項により、次期理事における知識経験者として、議案資料「理事における知識経験者の被推薦者名簿（案）」に基づき、理事候補者島田茂氏の経歴について説明があった。

以上の説明を受け、第6号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第7号議案 理事における知識経験者の推薦について

法人運営室長より、令和5年度定時評議員会終結の日（令和5年6月21日予定）をもって本会理事の任期が満了することに伴い、役員選出規程第1条第1項により、次期理事における知識経験者として、議案資料「理事における知識経験者の被推薦者名簿（案）」に基づき、理事候補者西田邦子氏の経歴について説明があった。

以上の説明を受け、第7号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第8号議案 任期満了に伴う顧問の選任について

法人運営室長より、令和5年度定時評議員会終結の日（令和5年6月21日予定）をもって本会顧問の任期が満了することに伴い、評議員選出等の規程第2条により、次期顧問として、議案資料「社会福祉法人精華町社会福祉協議会 顧問名簿（案）」に基づき、精華町長杉浦正省氏について説明があった。

以上の説明を受け、第8号議案について質疑をおこなったところ、質問がなかったため、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第9号議案 令和4年度事業報告（案）について

事務局長から、議案資料「社会福祉法人精華町社会福祉協議会 令和4年度事業報告（案）」により概況を説明後、重点事業並びに主な事業の取り組みを中心に説明があった。

続いて議長から、次の第10号議案についても事業報告と関連する部分が多いため、先に第10号議案の説明をした後、一括で質疑の時間を取り、採決については案件ごとに諮らせてもらうことを説明し、理事全員の了承を得た。

第10号議案 令和4年度収支決算（案）について

事務局長から、議案資料「令和4年度事業活動（収支決算）の概況」並び

に「精華町社会福祉協議会 令和4年度収支決算書(案)〔概要版〕」を用いて、計算関係書類並びに財産目録について説明があった。

続いて、監事監査報告書に基づき、監事監査の結果について浦田監事から報告があった。

以上の説明を受け、第9号議案 令和4年度事業報告(案)並びに第10号議案 令和4年度収支決算(案)について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

石崎理事 監事より報告いただいた監査報告書の記載で、理事長 長谷川悟とあるが、理事長と会長の違いは何か教えてほしい。

事務局長 この監査報告書は国が示しているモデルの型に基づいて作成している。社会福祉法の中では、社会福祉法人の最高責任者は理事長ということになっている。本会の場合、また、多くの社会福祉協議会は従前から会長という呼称を日常的に使用している。法律上は理事長という呼称が正しく、法務局への登記は理事長として届け出している。

中畔理事 社協会費の実績において普通会員が200名ほど増加している。また、法人会員数は92社と増えているが、合計口数が減っているのは一社の口数が少なくなっていると考えられるが、具体的に何か取り組みを行った成果なのか。

地域福祉課長 令和2年、3年コロナの中で、会費を集めることができなかった自治会が、集めることを再開して会員口数が増えている。

中畔理事 小地域福祉委員会が令和元年度の21地区から増えていないが、増やす計画はあるのか。全地域からすると約半分の地域しかできていない。また、この21地区の小地域福祉委員会はコロナ禍での活動をどのようにされていたのか。

事務局長 小地域福祉委員会の今後の展望について、旧村地域には、既に小地域福祉委員会と同じような取り組みを行っている地域があり、自然な形で行っている場合は、小地域福祉委員会という名前で行う必要もないと考えている。地域での助け合いが日常的に行われているのであれば何ら問題ないかと考える。対して新しい地域で助け合いなどつながりがない地

域については、校区連絡会などを活用しながら、小地域福祉委員会の取り組みの働きかけをしていきたい。小地域福祉委員会の設置数に拘らず、地域の考えを尊重していきたい。コロナ禍の令和2年・3年において、活動ができず休止され、小地域福祉委員会の助成金を受け取らなかった地区もあった。現在は感染症予防をしながら地域で再開されてきていると認識している。

中 畔 理 事 自分の地域でも助成金をもらって活動が進展した。役員が変わる自治会と継続していくのは難しいが、活動している事例など発信してもらい、小地域福祉委員会の重要性を他の地域にも知らせていってほしい。

ボランティア活動に参加したい方やボランティアによる支援を求めている方からの相談が114名あったとのことであるが、その内訳について説明してほしい。ボランティアをしたいという人が少なければ増えるような何らかの対策が必要であると思う。

地域福祉課長 個別の相談より団体（グループ）の相談が多かった。特にコロナ感染拡大予防のため活動を休止していたところが、活動を再開したいがどのようにしていったらいいかなどの相談であった。ボランティアに参加したい、また、支援してほしいという方は少なかったと把握している。

岡 田 理 事 虐待防止検討委員会の令和4年度の事業報告では、研修で動画視聴や虐待防止セルフチェックなど行っているが、様々なケースがある中で、職員だけでなく私も虐待の勉強をしたいと思う。研修をするときは役員にも声を掛けてほしい。

法人運営室長 令和4年度は、人に不快感を与える不適切な言動をしていないかということを確認する目的で、動画やセルフチェックを行った。虐待防止検討委員会の指針を整え、研修を行うときは職員以外にも声掛けしていきたい。

石 崎 理 事 新型コロナウイルス特例貸付償還猶予の件数について、①緊急小口償還猶予件数は令和4年度申請者数と同じく14件であるが、②総合支援資金償還猶予件数は、申請者数13名に対して14件と数字が異なるのはなぜか。

- 事務局長 新型コロナウイルス特例貸付については、令和2年度から貸付申請が始まり、令和4年度までに貸付申請された方の中で償還猶予の手続きをされた方が14件ということになる。令和4年度に申請された方が償還猶予手続きをされているということではないので、件数が異なることになる。
- 林理事 通所介護事業の方で令和3年度に介護職員初任者研修を開催したということであるが、このような研修はこれからも実施するのか。
- 事務局長 本会は令和3年度に初めてこの介護職員初任者研修を行った。もともと毎年、神の園さんの方で実施している研修で、同じ町内で実施することが必要なのか、受講希望人数なども考慮し、今後の実施は慎重に考えていきたい。
- 林理事 小地域福祉委員会活動の推進で、令和元年度の⑦期から次の地区ができていない。以前はモデル地域として助成金も出していたと思うが、今後はそのような支援は行わないのか。また、以前行っていてコロナでしばらくできなかった校区連絡会を早急に開催してほしいと思っているが、社協はどのように考えているのか。
- 事務局長 小地域福祉委員会については、重点指定期間（モデル地区指定）を行い、現在は半数の21か所まで増えてきている。モデル地区指定というのは、何もない所から始める時に使う方法であると考えており、現在は個別の相談に応じている。校区連絡会などに参加した住民の方から相談があり、小地域福祉委員会が立ち上がったというケースがある。社協としては随時募集、相談に応じるという対応となっている。
- 地域福祉課長 コロナが5類に代わり、また、この4月に地区福祉推進委員の改選があり、まずは社協の中で全体的な研修会を考えている。実際に小地域福祉委員会を行っているところの実践報告を交えて、地区福祉推進委員の役割について説明する機会を設けようと考えている。併せて、小地域福祉委員会未実施の自治会の方たちにも参加してもらえたらと考えている。
- 林理事 自分は自治会連合会の会長になっているので、社協の役割な

どを自治会長の皆さんに伝えていきたい。そのような機会を設けてほしい。

早 檉 理 事 収支決算書（11ページ）に記載のある債券について現状と見通しなどの報告を聞きたい。
また、地域包括支援センターの高齢者虐待の件（15ページ）で、警察から通報があるとあるが、虐待が発生した時の解決に向けての動きはどうか。

事 務 局 長 一点目の質問の決算に対する今後の見通しについて。令和4年度は赤字であり、その主たる原因は事業規模の大きい通所介護事業の収入が少なかったことである。対する支出の方は、介護職員5名と保健師1名の採用を行ったことで支出が増えた。働き手は増えて、利用者数が見込みより少なかったということである。採用した介護職員と保健師は欠けることなく順調に業務を行い、1年経過し戦力としては安定・拡大している。利用者が増えても十分対応できる体制となってきた。令和5年度は、黒字に近づけるため、業績を上げていくよう努めていきたい。二点目の高齢者虐待については地域福祉課長から説明する。

早 檉 理 事 私の方が聞きたかったのは、債券についての説明である。

事 務 局 長 質問の聞き損じをしていた。申し訳ない。債権の評価額が下がっている件について、本会は満期保有目的の債券ということで、償還時には元金保証がされているものとなっている。途中の売却は考えていないため、評価損益については問題ではないと捉えている。

早 檉 理 事 元金保証があって、最終的にマイナスにはならないということであるか。

事 務 局 長 評価価格で償還されるのではないので、購入した金額で償還されるタイプのものとなっている。

地域福祉課長 二点目の質問、警察の通報は、まず市町村の方に行くが、その後、担当の地域包括支援センターに連絡が入り、市町村担当者と実態把握のための訪問などを行い、対応していく

こととなる。

田中理事 先ほども出たが、ボランティア活動についての相談件数114名の内訳については、内容を把握し理事会等の会議の場で説明をしてほしい。
他に、地域包括支援センターの総合相談の中で、「買い物や通院等の移動が困難」が一番多いとあるが、それに対してどのような対応をしているのか教えてほしい。

地域福祉課長 地域包括支援センターへの相談の中で、相談者の状況を確認し、通院手段や買い物手段の情報の提供を行っている。移動販売車や個別配送してもらえる業者を紹介するなどしている。

田中理事 相談時に知り得た個人名などの情報のやり取りはどのように行っているのか。

地域福祉課長 個人の情報については、可能な場合は直接本人にやり取りしてもらおう、できない場合は、どの範囲まで伝えていいか本人に確認しながら対応している。

以上の質疑応答の後、第9号議案について、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

続いて、第10号議案 令和4年度収支決算（案）について、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第11号議案 令和5年度定時評議員会の開催について

法人運営室長から、令和5年度定時（第1回）評議員会を開催するにあたり、本会定款第14条第1項により、議案資料「令和5年度定時（第1回）評議員会の開催について（案）」に基づき下記のとおり説明があった。

日時 令和5年6月21日（水曜日）

午後2時00分から午後3時30分（予定）

場所 精華町地域福祉センターかしのき苑 2階大ホール

- 案件
- （1）任期満了に伴う理事の選任について
 - （2）任期満了に伴う監事の選任について
 - （3）令和4年度収支決算の承認について

以上の説明を受け、第11号議案について質疑を行ったところ、質問がな

かったため議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

第12号議案 令和5年度補正予算（第1号）について

本会が実施する通常規模型通所介護事業及び認知症対応型通所介護事業については、令和4年12月21日に新型コロナウイルス感染症によって事業を一時休止したことにより、国のサービス提供確保事業助成金を申請したところであるが、国による審査の遅れから令和5年度会計として処理するよう京都府から連絡を受けたため、令和5年度補正予算として計上する。

また、精華町から委託を受けて実施する包括的支援事業（南部地域包括支援センター事業）については、相談業務等の増大に伴い、専門職の増員（3名体制から4名体制）を要望していたため、当初予算として4名分の人件費満額を受託金収入として計上していたが、委託契約の段階で減額査定されたため令和5年度受託金収入を減額補正する。

補正予算について、議案説明資料「令和5年度（第1号）補正予算案の概要」により通所介護課長から説明があった。

以上の説明を受け、第12号議案について質疑をおこなったところ、以下の質疑応答があった。

岡田理事 地域包括支援センターの相談業務等が増えたことなどで、精華町に人件費を4名分請求したが、3名分しか委託料がつかず、4人目の人件費は社協の持ち出しになったということか。

事務局長 相談業務等が増えたことから、人員については精華町と協議し、3名体制から4名体制にすることについては合意を得ている。常勤の専門職の人件費（450万円）の要求をしたが、減額があった。正規職員の採用は難しいため、嘱託職員を年度の途中で採用するなど対応していく予定である。

以上の質疑応答の後、第12号議案について、議長が承認を諮ったところ、全会一致により可決承認された。

諸報告

以下の事項について、事務局から報告をおこなった。

法人運営室長より、法人運営室として下記の3点について報告した。

- （1）令和5年度 福祉事業実績報告
- （2）福祉サービス苦情解決第三者委員について

(3) 精華町地域福祉活動計画推進委員会について

地域福祉課長より、地域福祉課として下記の10点について報告した。

- (1) ふくしの総合相談支援事業
- (2) 相談業務の実績
- (3) 福祉サービス利用援助事業実績
- (4) 地域福祉権利擁護事業の現地調査に関する結果報告
- (5) 社協会員募集について（会員増強計画）
- (6) 地区福祉推進委員委嘱
- (7) 令和5年度精華町社協関係助成金一覧表
- (8) 南部地域包括支援センターの実績
- (9) いのちのリレーまつり2023
- (10) 令和5年度ふれあいまつり

在宅介護課長より、在宅介護課として下記の5点について報告した。

- (1) 居宅介護支援系の事業実績
- (2) 訪問介護系の事業実績
- (3) 令和4年度介護保険等事業計画（第4四半期）報告
- (4) 令和5年度介護保険事業計画
- (5) 職員の制裁処分（報告）

通所介護課課長より、通所介護課として下記の4点について報告した。

- (1) 令和4年度介護保険等事業計画（第4四半期）
- (2) 令和5年度介護保険等事業計画
- (3) 事業実績
- (4) 令和4年度指定地域密着型サービス事業者現地指導の結果について

諸報告の後、議長から全般的なところで意見等を聞いたところ、意見等はなかった。

以上をもって案件の全てを終了したので議長が閉会を宣し、午後0時40分散会した。

上記の決議を証するため議事録署名人において次に記名押印する。

令和5年6月6日作成
社会福祉法人精華町社会福祉協議会
令和5年度第1回理事会

会 長 _____ 印

監 事 _____ 印

監 事 _____ 印